

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>令和3年度国家公安委員会及び警察庁に おける政策評価実施計画（案）について</p>	<p>令和3年3月18日</p> <p>長官官房</p>
<p><b>1 実績評価方式による事後評価等</b></p> <p>令和元年度から評価の重点化を図ることとしており、令和3年度は、18の施策のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本目標3 組織犯罪対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績目標2 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化</li> </ul> </li> <li>○ 基本目標4 安全かつ快適な交通の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績目標1 歩行者・自転車利用者の安全確保</li> <li>・ 業績目標2 運転者対策の推進</li> <li>・ 業績目標3 道路交通環境の整備</li> </ul> </li> <li>○ 基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実</li> </ul> </li> <li>○ 基本目標7 安心できるIT社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績目標1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止</li> </ul> </li> </ul> <p>の6つの施策について、令和2年度を評価期間とする評価を実施し、その他についてはモニタリングを実施することとする。</p> <p><b>2 事業評価方式による事後評価</b></p> <p>令和3年度は、以下の4法令により新設、拡充等がされた規制（全12規制）について、令和2年度までを評価期間とする評価を実施することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号）</li> <li>・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）</li> <li>・ 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）</li> <li>・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第338号）</li> </ul> <p><b>3 その他</b></p> <p>令和3年6月頃に第38回警察庁政策評価研究会を開催し、有識者から意見を聴取する予定。</p>		

## 1 第4次犯罪被害者等基本計画案

### (1) 第4次基本計画案・骨子に関する意見募集結果

- 令和2年11月2日から同月24日まで23日間募集
- 41個人、12団体から330件の意見が提出

### (2) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年

### (3) 主な施策

- 地方公共団体における犯罪被害者等支援
- 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援
- 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実
- 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

## 2 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価案

### (1) 検証・評価の対象期間

平成28年から令和2年までに講じた保護施策

### (2) 検証・評価案の内容

- 児童買春・児童ポルノ事犯については、関係機関が連携し、被害児童の保護のための各種施策が推進
- 保護施策に加え、児童や保護者等への支援など被害の未然防止のための施策が必要

## 3 犯罪被害者等施策推進会議決定の一部改正

警察庁組織令の一部改正により会議の庶務を処理する部署の名称が給与厚生課から教養厚生課に変更することに伴い、「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」（平成22年2月15日推進会議決定）を一部改正

## 4 今後のスケジュール

3月30日（予定）

- 第15回犯罪被害者等施策推進会議開催（第4次基本計画案、検証・評価、推進会議決定の一部改正を決定）
- 閣議決定（第4次基本計画を決定）

### 1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

警察官の職務に協力援助した者が、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。

### 2 改正の内容（第7条の2第2項関係）

労働者災害補償保険法施行規則の改正による介護補償給付の額の改定を受け、国家公務員災害補償法に基づく介護補償の月額が引き上げられることに伴い、介護給付の金額の引上げを行う。

#### (1) 常時介護を要する場合（障害の程度が重い場合）

	【現 行】		【改定後】
・ 実費補填の限度額	166,950円	→	171,650円
・ 親族介護の場合の定額	72,990円	→	73,090円

#### (2) 随時介護を要する場合（障害の程度が軽い場合）

	【現 行】		【改定後】
・ 実費補填の限度額	83,480円	→	85,780円
・ 親族介護の場合の定額	36,500円	→	改定なし

### 3 施行期日

令和3年4月1日

公安委員会	スマートフォン決済サービスを利用した	令和3年3月18日
説明資料No. 4	不正振替事犯に係る対策について	生活安全局

## 1 概要

スマートフォン決済サービスを利用した不正振替事犯に係る手口等が判明したことから、それら判明事項を活用して同種事案による被害防止等のための対策を実施した。

## 2 スマートフォン決済サービスを利用した不正振替事犯の手口等

### (1) 背景となる事案の概要

事業者が提供するスマートフォン決済サービスに関して、同社と業務提携する金融機関に開設された口座情報を不正に入手・連携し、不正な振替（チャージ）を行うものであり、以下の特徴がみられた。

- 犯行に用いるため、被疑者等がスマートフォン決済サービスのアカウントを作成
- 口座番号等のほか、キャッシュカード暗証番号が分かればスマートフォン決済サービスとの連携が可能である金融機関に被害が集中

### (2) 判明した主な手口等

- ① 携帯電話販売代理店が携帯電話サービス利用申込みに係る個人情報を無断で領得し、当該情報を用いて、不正出金の被害が生じた預貯金口座をスマートフォン決済サービスとひも付けて口座振替（チャージ）を実施
- ② 第三者の電子メールアカウントを正規利用者に無断で利用して、犯行に用いるスマートフォン決済サービスのアカウントを作成
- ③ スマートフォン決済サービスのアカウント作成から被害口座との連携までを短期間で大量に行いつつ、買い子が別の携帯電話端末から短時間で連続決済を実施

## 3 対策

### (1) 金融機関に対する不正に取得された口座情報の提供

2 (2)①の手口で領得された約3,600口座分の口座情報について、警視庁から、(一財)日本サイバー犯罪対策センター（JC3）の枠組みも活用して該当する金融機関に対して情報提供するとともに、金融機関における調査や被害防止対策への活用を働き掛けた。

### (2) サービス提供事業者に対する「無断で用いられた電子メールアカウント」情報の提供

2 (2)②の手口で無断で用いられた約600の電子メールアカウントについて、警視庁から、電子メールサービスの提供事業者に対して情報提供するとともに、パスワードリセットやアカウント停止、正規利用者へ連絡などの対策の実施を働き掛けた。

### (3) 金融機関及びスマートフォン決済サービス提供事業者における対策強化の要請

警察庁から、金融庁及び関係団体に対して、2 (2)①から③の手口等について情報提供するとともに、それらを踏まえた金融機関及びスマートフォン決済サービス提供事業者における不正防止対策の強化を要請した。